

事業群評価調書(令和5年度実施)

基本戦略名	1-4 みんなで支えあう地域を創る	事業群主管所属・課(室)長名	福祉保健部 福祉保健課	安藝 雄一郎
施策名	1 誰もが安心して暮らし、社会参加できる地域共生社会の推進	事業群関係課(室)		
事業群名	② 高齢者や障害者等が安心して暮らすための環境整備及び支援①	令和4年度事業費(千円)	※下記「2. 令和4年度取組実績」の事業費(R4実績)の合計額	51,869

1. 計画等概要

(長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ2025 本文)		(取組項目)							
高齢者や障害者等が住み慣れた地域で安心して生活し、社会参加できるよう、バリアフリー、地域包括ケアシステム、見守り体制、福祉サービスの円滑な利用のための援助体制等の環境整備を図ります。また、虐待防止、差別の解消、成年後見制度の普及啓発など権利擁護を推進します。		i) 福祉のまちづくり条例に基づくバリアフリー化施設整備の促進 ii) 福祉のまちづくりをより一層実践するためのユニバーサルデザインの普及啓発 iii) 長崎県再犯防止推進計画に基づく、安全安心な社会を実現するための再犯防止対策の推進							
事業群	指標	基準年	R3	R4	R5	R6	R7	最終目標(年度)	(進捗状況の分析)
	障害福祉サービス事業所で福祉的就労をしている障害者の平均工賃月額	目標値①	18,900円	19,600円	20,300円	21,000円	21,700円	21,700円 (R7)	
	実績値②	17,664円 (R元)	19,150円	19,342円				進捗状況	
	達成率 ②/①		101%	98%				やや遅れ	障害のある方が地域で自立した生活を送るためには、一定の収入を得る必要があり、一般就労への移行支援とともに、就労継続支援B型事業所など福祉的就労の場で障害者に支払われる工賃の水準を引き上げることが重要である。 平成28年度以降、平均工賃実績は確実に上昇しているが、依然として下記①から②の課題があるため、引き続き解決を図っていく必要がある。 ①事業所により、平均工賃月額に大きな差が生じており、特に平均工賃月額がロークラス～ミドルクラスの事業所について事業所製品等の品質や生産効率を向上させ、工賃月額の底上げを図る必要がある。 ②販売力の更なる向上や職域拡大に繋げるため、新たな商品の開発、販路の開拓及び民間との連携等が必要である。 このため、県では「長崎県工賃向上計画」を策定し、各種の事業に取り組んでいる。これらの課題に対して、平均工賃額がロークラス～ミドルクラスの事業所を対象に専門家による実地指導を実施し、品質や生産効率の向上及び新商品開発や販路開拓等について助言を行い、その内容を県内の各事業所向けのセミナー等により共有した。また、他部局との連携により、国、県の助成制度を活用した新たな商品開発や職域拡大が可能となるよう、福祉関係団体や事業所に向けた情報発信に取り組んでいる。令和7年度の目標工賃額の達成に向けて、上記取組を継続するとともに、必要に応じ工賃向上計画及び事業内容の見直しを図っていく。

2. 令和4年度取組実績(令和5年度新規・補正事業は参考記載)

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名	事業費(単位:千円)			事業概要 令和4年度事業の実施状況 (令和5年度新規・補正事業は事業内容)	指標(上段:活動指標、下段:成果指標)			令和4年度事業の成果等	
				R3実績	うち 一般財源	人件費 (参考)		主な指標	R3目標	R3実績		達成率
				R4実績					R4目標	R4実績		
				R5計画	R5目標							
事業実施の根拠法令等				事業実施の根拠法令等								
事業期間				法令による 事業実施の 義務付け	県の裁量 の余地が ない事業	他の評価 対象事業 (公共、研究等)	事業対象					
所管課(室)名												
取組項目 i	○	1	福祉のまちづくり条例施行事業費	1,283	1,283	3,926	長崎県福祉のまちづくりの推進のため、県に協力施設として登録した障害者等用駐車場を利用できる事業所等を公表するとともに、本当に必要な方のための駐車スペースを確保する必要があることから、障害者等用駐車場利用証を交付した。令和4年度は、当制度を親しみやすくするため、「おもいやり駐車場」という愛称をつけるとともに、利用対象者を拡大し利便性の向上を図った。 また、施設等のバリアフリー化や高齢者、障害者等に配慮し、すべての人が自由に活動できるよう率先してまちづくりに取り組む個人や団体を「福祉のまちづくり賞」として表彰した。	【活動指標】	3,759	3,584	95%	●事業の成果 ・協力施設について、令和3年度は既協力施設を通じた関連施設への働きかけにより一定数の増加が得られ、令和4年度は公共施設を中心に、個別に協力依頼を行ったものの目標数には至らなかった。 ・一方で、利用証交付枚数は前年度から約600枚増加しており、さらなる制度の普及や適切な利用促進に努めたい。 (協力施設数:令和5年3月31日現在、累計828施設) ●事業群の目標達成への寄与 ・福祉のまちづくりの推進は、福祉的就労者の暮らしやすさに繋がり、効率的な福祉的就労に寄与する。
				1,100	1,100	3,926			3,722	4,180	112%	
				1,283	1,283	3,472			3,745			
			H10-	長崎県福祉のまちづくり条例				【成果指標】	3	83	2766%	
			福祉保健課	—	—	—		県民全般	障害者等用駐車場協力施設増加数(施設)	28	15	
						33						
取組項目 ii	○	2	福祉サービスに関する苦情解決事業費	6,593	3,297	785	社会福祉法人、民間社会福祉施設等の福祉事業所等の段階で解決できない苦情やトラブルについて、県社会福祉協議会運営適正化委員会において、必要な助言・相談を行い、福祉サービスの適切な利用・提供を支援した。	【活動指標】	6	3	50%	●事業の成果 ・合議体の開催については、予定していた6回の協議を行った。 ・また、受け付けた全ての案件は解決しており、福祉サービスの適切な利用又は提供に繋がった。 (苦情相談受付件数) H28:80件 R元:34件 R4:69件 H29:59件 R2:40件 H30:50件 R3:65件 ●事業群の目標達成への寄与 ・相談への適切な助言対応が、福祉サービスのよりよい利用や提供、ひいては円滑な就労に繋がっているため、効果的な福祉的就労に寄与している。
				6,593	3,297	732			6	6	100%	
				6,197	3,099	772			6			
			H12-	社会福祉法第83条				【成果指標】	100	100	100%	
			福祉保健課	○	—	—		福祉サービス利用者・家族、福祉事業所・施設等	苦情解決率(%)	100		
						100						
		3	福祉サービス第三者評価推進事業費	382	232	3,977	福祉サービス事業者及び利用者以外の第三者が事業者を評価し、福祉サービスの質の向上を図った。 併せて、評価調査者の質の向上のための継続研修及び新規評価調査者へ調査者としての姿勢や評価のあり方等についての養成研修を実施した。 また、受審した施設・事業所に対し効果等についてアンケートを行い、取組の参考にするるとともに結果をHPで公表した。	【活動指標】	2	2	100%	●事業の成果 ・研修会の1回はオンライン形式で開催し、目標は達成された。 ・新型コロナウイルス感染症の影響により、評価機関が事業所を訪問できない状況が続いていたが、感染状況の改善によって受審した事業所数が増加した。 ・アンケート結果等を踏まえ、関係団体への効果的な周知等を行い、受審促進を図る。 (受審済件数) H28:14件 R元:22件 R4:24件 H29:21件 R2:29件 H30:22件 R3:9件
				288	159	3,977			2	2	100%	
				644	476	3,472			2			
			H18-	社会福祉法 第78条				【成果指標】	29	9	31%	
			福祉保健課	○	—	—		福祉サービス利用者、福祉事業所・施設等	評価を受審した事業所数(福祉サービス)(件)	29	24	
						21						

取組項目 iii	○	4	再犯防止推進事業費	40,673	4,574	785	刑務所出所者等のうち、高齢者や障害などがある者について、出所後直ちに福祉サービス(介護サービス、障害者手帳の受給、年金受給等)を受けられるよう指導・援助を行うとともに、支援協力者の確保のため、福祉事業所等の巡回・訪問を行った。 また、刑事司法手続きの入口段階にある被疑者・被告人等が高齢者や障害がある者について、釈放後直ちに福祉サービス等を利用できるようにするため、受入施設の調整等を行った。	【活動指標】 支援要請があった者に対して対応した割合(%)	100	100	100%	●事業の成果 ・高齢者や障害がある刑務所出所者等について、出所(釈放)後直ちに適切な福祉サービスを受けられるように支援するとともに、地域の支援協力者を確保することで、地域生活への円滑な移行及び自立生活の定着につながった。 ●事業群の目標達成への寄与 ・刑務所出所者等のうち、高齢者や障害などがある者に対する相談支援は、対象者の権利擁護に繋がるとともに、効率的な福祉的就労に寄与するものである。
				43,888	4,555	765			100	100	100%	
				43,903	4,570	771			100			
				地域生活定着促進事業実施要領					0	0	100%	
			H21-				【成果指標】 支援者のうち、1年以内の再入所者数(人)	0	4	0%		
			福祉保健課	—	—	—		0				
						刑務所出所者等のうち、高齢・障害等により福祉的支援が必要な者						

3. 実績の検証及び解決すべき課題と解決に向けた方向性

i	福祉のまちづくり条例に基づくバリアフリー化施設整備の促進	●実績の検証及び解決すべき課題 福祉のまちづくりを推進するため、県に協力施設として登録した障害者等用駐車場を利用できる事業所等を公表するとともに、真に必要な方のための駐車スペースを確保する必要があることから、県内共通の障害者等用駐車場利用証(おもしろい駐車場利用証)を交付している。 令和4年度は、利用証の交付枚数の目標を達成できたが、協力施設の増加数は前年度と比較して伸び悩んだ。また、一部で障害者等用駐車場の不適正利用により、必要な人が利用できない状況も見られるため、県民の制度への理解を高める必要がある。	●課題解決に向けた方向性 適正利用の周知のため、引き続き広報活動を強化(テレビ等の媒体の利用や福祉のまちづくり推進協議会での協力呼びかけ及び広報に係る意見聴取など)していく。 併せて、協力施設に対しても適正利用の働きかけを行っていく。
ii	福祉のまちづくりをより一層実践するためのユニバーサルデザインの普及啓発	●実績の検証及び解決すべき課題 福祉サービスに関する苦情解決は県社会福祉協議会に設置した運営適正化委員会で実施しており、苦情、相談に対して適切な助言や指導、また、相談に応じた専門機関や関係機関への紹介等を行い、令和4年度は全ての案件において解決することができた。引き続き、苦情、相談等に適切に対応し、解決に向けた助言等を行っていく。 令和4年度の福祉サービス第三者評価の受審については、令和3年度(9件)と比較して15件増加した。要因としては新型コロナウイルス感染症の影響により、評価機関が事業所を訪問できない状況が続いていたが、状況が落ち着いてきたこともあり訪問ができるようになってきたことが挙げられる。福祉サービスによっては受審が任意のものもあるが、施設・事業所側も評価を受けることで課題の整理ができ、よりよいサービスの提供に繋がることから、受審することのメリットを広く周知する必要がある。	●課題解決に向けた方向性 福祉サービスに関する苦情解決については、福祉サービス利用者の権利擁護を目的としている。そのため、福祉サービス利用者や家族等が困り事等を抱え込むことなく相談できるよう、引き続き、ホームページや長崎県運営適正化委員会チラシの配布等、本事業の周知、啓発を行っていく。 福祉サービス第三者評価については、施設・事業所側がサービスの質の向上のため、自らの意思で受審することが重要である。そのため、受審した施設・事業所を可視化できるよう、県HPで公表している施設等一覧へ受審済である旨を追記するなど、引き続き、庁内関係部署へ制度周知への協力依頼等を行う。
iii	長崎県再犯防止推進計画に基づく、安全安心な社会を実現するための再犯防止対策の推進	●実績の検証及び解決すべき課題 罪を犯した高齢者・障害者等の支援については、本人の特性を理解しながら、地域生活への移行を支援していく必要がある。適切な福祉サービスの提供や地域に支援者がいることで、地域生活への復帰・定着が図られ、再犯のリスクも低くなることから、地域生活定着支援センターだけでなく、就労、住宅、修学支援といった関係機関と日頃から協議会等を開催するなど、ネットワークの構築を図っていく必要がある。	●課題解決に向けた方向性 罪を犯した高齢者・障害者等の福祉サービスや住宅の確保等のため、関係機関とのネットワークの構築を図るとともに、市町の支援を円滑に受けることができるよう、再犯防止に関する情報や支援の好事例の共有を行うなど、市町と一体となって再犯防止の推進を図っていく。

4. 令和5年度見直し内容及び令和6年度実施に向けた方向性

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名		令和5年度事業の実施にあたり見直した内容 ※令和5年度の新たな取組は「R5新規」等と、見直しが無い場合は「—」と記載	令和6年度事業の実施に向けた方向性		
			事業期間	所管課(室)名		事業構築の視点	見直しの方向	見直し区分
取組項目 i	○	1	福祉のまちづくり条例施行事業費	福祉保健課	より多くの障害者等用駐車場を必要とする方に利用いただくため、制度の対象者を令和5年4月1日から拡大する。 ・妊産婦について、「妊娠7か月から産後3か月」から「母子健康手帳取得時から産後1年の間」へ拡大 ・帰省等の県外居住者への利用証交付	②	利用者はもちろん、利用証を持たない方にも制度を理解してもらい、制度の適正利用につながるよう既存の周知方法に加えSNS等の新たな媒体を検討し、周知を行っていく。また、障害者等用駐車場利用証を持つことで、必要な時に障害者等用駐車場が円滑に利用できるよう、協力施設に対して適切な運用への協力ををあらためて依頼する。	改善
			H10-	福祉保健課				
取組項目 ii	○	2	福祉サービスに関する苦情解決事業費	福祉保健課	—	②	引き続き、福祉事業所等の段階で解決できない苦情やトラブルなどについて、必要な助言、相談等を行い、福祉サービスの適切な利用・提供を支援していく。	現状維持
			H12-	福祉保健課				
取組項目 iii	○	4	再犯防止推進事業費	福祉保健課	—	②	対象者への適切な支援を行うため、刑事司法、福祉サービス、住宅確保等の関係機関・団体とのネットワークの拡大・強化を図るとともに、国の補助事業を活用して、市町に対する情報共有や研修による支援等を行い、地域における再犯防止の取組の強化を図っていく。	拡充
			H21-	福祉保健課				

注:「2. 令和3年度取組実績」に記載している事業のうち、令和3年度終了事業、100%国庫事業などで県の裁量の余地がない事業、公共事業評価対象事業、研究事業評価対象事業、指定管理者制度導入施設評価対象事業については、記載対象外としています。

【事業構築の視点】

- ① 視点① 事業群としての成果目標に対し、特に効果が高い事業の見極め、事業の選択と集中ができていないか。
- ② 視点② 指標の進捗状況に応じて、その要因分析及びさらに高い効果を出すための工夫、目標に近づけるための工夫を検討・実施できているか。
- ③ 視点③ 人員・予算を最大限効果的に活用するための事務・事業の廃止・見直しができているか。
- ④ 視点④ 政策間連携により事業効果が高められないか。事業群としてリーダーの明確化、関係課の役割分担・協力関係の整理ができていないか。
- ⑤ 視点⑤ 県と市町の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができていないか。
- ⑥ 視点⑥ 県と民間の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができていないか。
- ⑦ 視点⑦ 戦略的に関係者の行動を引き出せているか。
- ⑧ 視点⑧ 国制度等の最大限の活用が図られているか。国へ政策提案(制度改正要望)する必要はないか。
- ⑨ 視点⑨ 経済情勢等、環境の変化に対応した効果的・適切な見直しとなっているか。
- ⑩ その他の視点